

## 福島ユナイテッド FC 公式サポーターズクラブ「Club United」 会員規約

本規約はクラブの会員規約、本システムのご利用会員規約で構成されております。  
ご入会・ご利用に際しては十分にお読みになるようよろしくお願い申し上げます。

### 第1条 総則

- ・この会の名称は、「Club United」(以下サポーターズクラブ)とします。
- ・本ファンクラブは、福島ユナイテッド FC を応援することを通じ、「選手と共に戦いたい」という思いを持つ方々の組織とします。  
当社は応援し易い環境を提供し、チームと共に「勝利」を目指します。

### 第2条 会員

- ・会員は、前条 2 項の趣旨に賛同し、所定の申込手続きを経て会員となるものとします。
- ・シーズン途中は会員の変更・会員種別の変更はできません。
- ・会員は別表に定める会費を事務局に納入するものとします。
- ・会員は入会申込の時点で本規約に同意しているものとします。
- ・18 歳未満の場合は、保護者の同意を必要とします。なお、申し込みを行った時点で、保護者の同意を得たものとみなします。

### 第3条 会員期間

- ・会員期間は、会員証が手元に届いてから翌年 1 月 31 日までとします。

### 第4条 入会拒否

- ・事務局は、入会希望者が以下の各号に該当する場合は、入会希望者の入会を拒否することができます。

※(1)入会希望者が以下のいずれかの者であると事務局が認める場合。

- ① 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条の暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力団等、その他これに準ずる者(以下「暴力団員等」という。)
- ② 暴力団員等でなくなった時から 5 年を経過しない者(以下「元暴力団員等」という。)
- ③ 暴力団員等または元暴力団員等と、組織上、経営上もしくは業務上の関係を有し、または当該関係を有する団体に所属する者
- ④ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を得る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等または元暴力団員等を利用していると認められる関係を有する者
- ⑤ 暴力団員等または元暴力団員等に対し、資金等を提供し、または便益を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有する者
- ⑥ 暴力団員等または元暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者

(2)事務局が入会希望者の申込み目的について、所謂ダブ屋行為(入場券の不当な売買行為)もしくはショバ屋行為(座席等の不当な占拠行為)であると判断した場合。

### 第5条 会員資格の失効

- ・会員期間内であっても会員が次のいずれかに該当した場合、事務局は当該会員の資格を失効することができます。ただしこの場合、支払い済みの年会費等については、事務局は当該会員に対して、返還の義務を一切負わないものとします。

- A／当該会員が本規約に反した場合
- B／当該会員が第4条各号に該当すると認められた場合
- C／当該会員が入会申込書の記載に虚偽があった場合
- D／当該会員の社会的信用が著しく低下した場合
- E／その他、事務局が当該会員を会員として不適切であると判断した場合

#### 第6条 会員証

- ・事務局は会員に対し事務局が発行する会員証を発行します。
- ・会員証は会員本人のみが利用できるものとし、会員証を他人に譲渡、貸与または担保提供することは出来ません。
- ・会員証は原則として再発行されません。ただしやむを得ない事情による場合は再発行を行いますが、それまでの来場ポイントは無効となります。
- ・試合日以外に来場ポイントの付与は一切行いません。

#### 第7条 会員特典

- ・会員は事務局が設定する各種特典について、事務局が指定する方法により受けることが出来ます。
- ・各種特典について追加、変更が生じた場合は、事務局所定の方法で会員に通知するものとします。

#### 第8条 届出事項の変更

- ・会員の個人情報に変更があった場合は、当該会員は速やかに届け出るものとします。
- ・前項に該当する届け出が無い為、またはその届け出内容が不十分である為、事務局からの通知またはその他の送付物が延着、未着となった場合は、事務局当該送付物が通常到着すべきときに会員に到着したものとみなし、事務局はその責任を負わないものとします。

#### 第9条 規約の改正

- ・本規約の追加または変更がある場合は、事務局は改正された規約を施工する前に、事務局所定の方法により会員へ通知するものとします。

#### 第10条 個人情報の取り扱い

- ・会員の個人情報は、株式会社 AC 福島ユナイテッドにおける、個人情報保護方針に従い管理致します。株式会社 AC 福島ユナイテッドにおける個人情報の取り扱いに関する基本方針はプライバシーポリシーをご参照ください。

#### 第11条 お問い合わせ

- ・本規約のお問合せ、または本規約に基づく通知は、次の宛先までお願い致します。

株式会社 AC 福島ユナイテッド

住所：福島県福島市飯坂町字筑前 7-1

電話：024-573-8203（月～金 9:00～18:00）

ホームページ：<http://www.fufc.jp>

メールアドレス：[club@fufc.jp](mailto:club@fufc.jp)

## ◆プライバシーポリシー◆

### 個人情報保護方針

以下に記載するプライバシーポリシーは、「Club United」(以下、サポーターズクラブ)を利用するに際し、個人を特定できる情報とそれに付随する情報(以下、個人情報と記載します)に関して、取り扱い方針を細かく規定したものです。本サポーターズクラブを利用される方は、下記内容を一読くださいますようお願いいたします。なお、本内容は予告なく変更する場合がございます。

#### 1. 個人情報の収集について

このプライバシーポリシーに述べられている「個人情報」とは、氏名・住所・電話番号・Eメールアドレス等の特定の個人を識別することができる情報をいいます。本サポーターズクラブにおいてお客様に個人情報の提供をお願いする際は、お客様の同意を得てから収集を行います。

#### 2. 個人情報の利用及び提供について

お客様から収集した個人情報は、同意を得た範囲内でのみ利用し、同意なく第三者に開示、提供することはありません。ただし、裁判所、警察、消費者センターまたはこれらに準じた権限を持った機関から合法的な要請がある場合は、これに応じて情報を開示させていただきます。

#### 3. 個人情報の開示、訂正、削除について

お客様がご提供いただいた個人情報の開示、訂正、削除を希望される場合は、株式会社 AC 福島ユナイテッドまでご連絡、ご請求ください。ご請求がお客様ご本人によるものであることが確認でき次第、対応させていただきます。

#### 4. セキュリティについて

お客様から本サポーターズクラブを通じて提供いただいた個人情報は、弊社所定の管理基準に基づき厳重に管理し、紛失、破壊、改ざん、漏えい等の防止策を講じます。

#### 5. プライバシーポリシーの更新について

弊社は法令等の変更に伴い、本プライバシーポリシーを変更することがあります。あらかじめご了承ください。

平成 26 年 1 月 31 日 制定

株式会社 AC 福島ユナイテッド 代表取締役 鈴木 勇人